

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月29日

京都市教育委員会  
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する  
規則

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第7条」に、「第2条第1項第18号」を「第2条第1項第15号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)